

7 今西高第 1 号

愛媛県立今治西高等学校 1 号館屋上防水改修工事

章	項	目	特	記	事	項																																																																																																																																																																													
改修工事仕様書 1. 工事概要 1. 工事場所：愛媛県今治市中日吉町3丁目5番47号 2. 敷地面積：- 3. 工事種目：防水改修 2. 建築工事仕様（平成31年改正） 1. 共通仕様 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官庁官庁官制部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年度版）」（以下「改修標準仕様書」という）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は国土交通大臣官庁官制部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年度版）」（以下「標準仕様書」という）による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する (2) 特記仕様は、○印の付いたものを適用する ○印の付かない場合は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。 ○印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 項目に記載の【 】内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。 () 内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図及び当該表を示す。 (4) 材料及び製造所等の記載は順不同である 3. 特記付加事項 承諾事項 ○実施工程表 ○下請業者名簿(主要材料共) ・原寸図(概計、サッシ等)及び施工図 ・加工図 ・レディミクストコンクリート等調査表 ・木材明細書 ・アスファルト配合設計報告書 ○改修工事計画図(仮設建) ○その他監督員の指示するもの 試験報告書 ・炭筋 ・レディミクスコンクリート ・鋼材 ○その他監督員の指示するもの 工事報告 ・日報又は工事日誌																																																																																																																																																																																			
①	改修一般共通事項	① 適用基準等	※建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁官制部整備監修(令和4年度版)(以下「標準詳細図」という) 工事成績評定の対象 ※対象とする 対象としない ◎適用する 請負工事金額が500万円以上が対象 工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に提出し確認を受けた後に(一財)日本建設情報総合センター(JACCI)に登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。 ○(建設副産物の適正処理) 副産物の適正処理に努めなければならない。 ○騒音規制法(第2種区域) ○振動規制法(第1種区域) ※騒音規制法第14条第1項(第2項)、振動規制法第14条第1項、愛媛県公害防止条例 ※低騒音型・低振動型建設機械を選択使用すること。 ※工事車両について、作業停止時におけるアイドリングストップを徹底すること。 ※工事車両について、学校内及び周辺道路の通行時における徐行運転を徹底すること。	② 特記仕様 ③ 関係法令等の遵守 ④ 施工計画書 ⑤ 適正な施工体制の確保	⑨ 施工中の安全確保及び環境保全 ⑩ 火災保険等 ⑪ 建築材料等 12 室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策 ⑬ 特別な材料の工法 14 施工数量調査 ⑭ 調査のための破壊部分の補修 ⑮ 技能士	建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督員に提出する。 建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき設置する「工事標示板」及び車両交通安全又は歩行者対策を行う際に用いる「工事用バリエード」は木製とする。 適用範囲 監督員と協議のこと 保険の種類 ・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 保険期間 ・工事着手から工事的物引き渡しまで 本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、その材料にJIS又はJASのマークの表示のある場合を除いて監督員の承認を受ける。なお、品質・性能等の欄に「追補による」と記載された材料を使用する場合は、設計図書に定める品質を有することの証明となる資料等を監督員に提出し、承認を受けるものとする。なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通大臣官庁官制部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」によるほか、これらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を受ける。 ・木材は県産材を使用すること。 監督員と協議した対象室の揮発性有機化合物の室内温度を測定し、厚生労働省が定める指標値以下であることを確認し、監督員に報告する。 改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については材料製造所の指定する工法とする。	3 仮設間仕切り [2.3.2] 仮設間仕切り等の種別 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充填材</th> <th>塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>・木下地 ※軽量鉄骨</td> <td>※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)</td> <td>厚さ mm</td> <td>・片面 ※無し</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地 ※軽量鉄骨</td> <td>※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)</td> <td></td> <td>・片面 ※無し</td> </tr> <tr> <td>※C種</td> <td>・単管下地</td> <td>防炎シート</td> <td></td> <td>※無し</td> </tr> </tbody> </table> 仮設扉 ・鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ・有り ・設ける ・既存建物内の一部を使用する(場所) ・構内に新設する 規模(・1号 ・2号 ・3号 ・4号 m) ※設けない 構内既存の施設 ※利用できる(※有償 ・無償) ◎利用できない 構内既存の施設 ※利用できる(※有償 ・無償) ◎利用できない 降雨等に対する養生方法(と)共 [3.1.3][3.8.3] ② 既存防水層の処理 [3.2.3~4][3.2.6] 既存防水層の撤去 ・行う(範囲 ・図示) 既存防水層の撤去 ○行う(範囲 ○図示) 立上り部の既存防水層撤去 ○行う(・POS ・POS1) 露出防水表面の仕上げ塗装除去 ・行う(・M4AS ・M4ASI ・M4C ・M4DI ・L4X) ・行わない 既存防水層の地下補修 [3.2.2][3.2.6] アスファルト補修材料 ※JIS K 2207による3種 既存地下の補修箇所、範囲、数量等 ※図示 ◎全面 アスファルト防水 [3.3.2~3] 押え金物 ※アルミニウム製 L=30×15×20(mm)程度 屋根保護防水 [表3.1.1,表3.3.3~6] <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>絶縁用シート</th> <th>立上り部の保護</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・P2A</td> <td>・A-1 ※A-2 ・A-3</td> <td></td> <td></td> <td>※ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上</td> <td>・乾式保護材 ・れんが押え ・コガシ押え (乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による)</td> </tr> <tr> <td>・P1B</td> <td>・B-1 ※B-2 ・B-3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・P2AI</td> <td>・AI-1 ※AI-2 ・AI-3</td> <td></td> <td></td> <td>併用※JIS A 9521による押え材(※10ヶ所断熱材厚0.15mm以上)</td> <td>※フタゲンクロス 70g/m程度</td> </tr> <tr> <td>・P1BI ・T1BI</td> <td>・BI-1 ※BI-2 ・BI-1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ⑤ 保護層等の施工 [3.3.5] コガシ仕上りの平たんさ ※a種 ・b種 ・c種 屋根露出防水 [表3.1.1,表3.3.7~9] <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>断熱材</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M4C</td> <td>・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3D ・POD</td> <td>・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4</td> <td></td> <td></td> <td>二重ドレン ・設ける ・設けない 仕上塗料塗り ・行う ・行わない 脱気装置 ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・PODI ・M3DI ・M4DI</td> <td>・DI-1 ※DI-2</td> <td></td> <td></td> <td>併用※JIS A 9521に基づく(※5ヶ所併用※JIS A 9521による)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)</td> </tr> </tbody> </table> 粘着層付き改修アスファルトルーフィング ※非露出機層防水用 R種 厚さ()mm 改質アスファルトルーフィングシート ※露出機層防水用 R種 厚さ()mm 仕上げ塗料 種類及び使用量 ・製造所仕様による 仕上塗り ・シルバー ・カラー 脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様 設置場所 ・平面部 ・立上り部 設置数量 ※ルーフィング製造所の仕様 屋根内防水 [表3.1.1,表3.3.10] <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・E</td> <td>・E-1</td> <td></td> <td>保護層 ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td>・PE</td> <td>※E-2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> [表3.1.1,表3.4.1~3] <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> <th>材質</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・M4AS</td> <td>・AS-T1</td> <td>下層用</td> <td>※非露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上層用</td> <td>※露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・AS-T2</td> <td></td> <td>※露出単層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・AS-J2</td> <td></td> <td>※露出単層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3AS ・POAS</td> <td>・AS-T3</td> <td>下層用</td> <td>※非露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td>脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上層用</td> <td>※露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・AS-T4</td> <td></td> <td>※露出単層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・AS-J1</td> <td>下層用</td> <td>※非露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上層用</td> <td>※露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・AS-J3</td> <td></td> <td>※露出単層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・M3ASI ・M4ASI ・POASI</td> <td>・ASI-T1</td> <td>下層用</td> <td>※非露出機層防水用 R種</td> <td>※2.0以上</td> <td>脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上層用</td> <td>※露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ASI-J1</td> <td>下層用</td> <td>※非露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td>粘着層付シート ・設ける ・設けない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上層用</td> <td>※露出機層防水用 R種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 下地に部分的に溶着又は接着させる場合 ・トーチ工法 ・常温(粘着)工法 脱気装置 材質 ※ルーフィング製造所の仕様	種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装	・A種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)	厚さ mm	・片面 ※無し	・B種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)		・片面 ※無し	※C種	・単管下地	防炎シート		※無し	工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護	・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上	・乾式保護材 ・れんが押え ・コガシ押え (乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による)	・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3					・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3			併用※JIS A 9521による押え材(※10ヶ所断熱材厚0.15mm以上)	※フタゲンクロス 70g/m程度	・P1BI ・T1BI	・BI-1 ※BI-2 ・BI-1					工法	種別	施工箇所	断熱材	備考	・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4				・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			二重ドレン ・設ける ・設けない 仕上塗料塗り ・行う ・行わない 脱気装置 ・設ける ・設けない	・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2			併用※JIS A 9521に基づく(※5ヶ所併用※JIS A 9521による)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)	工法	種別	施工箇所	備考	・E	・E-1		保護層 ・設ける ・設けない	・PE	※E-2			工法	種別	施工箇所	材質	厚さ(mm)	備考	・M4AS	・AS-T1	下層用	※非露出機層防水用 R種					上層用	※露出機層防水用 R種				・AS-T2		※露出単層防水用 R種				・AS-J2		※露出単層防水用 R種			・M3AS ・POAS	・AS-T3	下層用	※非露出機層防水用 R種		脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない			上層用	※露出機層防水用 R種				・AS-T4		※露出単層防水用 R種				・AS-J1	下層用	※非露出機層防水用 R種					上層用	※露出機層防水用 R種				・AS-J3		※露出単層防水用 R種			・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1	下層用	※非露出機層防水用 R種	※2.0以上	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない			上層用	※露出機層防水用 R種				・ASI-J1	下層用	※非露出機層防水用 R種		粘着層付シート ・設ける ・設けない			上層用	※露出機層防水用 R種		
								種別	下地	仕上材(厚さ mm)	充填材	塗装																																																																																																																																																																							
・A種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)	厚さ mm	・片面 ※無し																																																																																																																																																																															
・B種	・木下地 ※軽量鉄骨	※せっこうボード(※9.5) ・合板(※9.0)		・片面 ※無し																																																																																																																																																																															
※C種	・単管下地	防炎シート		※無し																																																																																																																																																																															
工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	立上り部の保護																																																																																																																																																																														
・P2A	・A-1 ※A-2 ・A-3			※ポリエチレンフィルム 厚0.15mm以上	・乾式保護材 ・れんが押え ・コガシ押え (乾式保護材の品質・性能等は追補、又は評価名簿による)																																																																																																																																																																														
・P1B	・B-1 ※B-2 ・B-3																																																																																																																																																																																		
・P2AI	・AI-1 ※AI-2 ・AI-3			併用※JIS A 9521による押え材(※10ヶ所断熱材厚0.15mm以上)	※フタゲンクロス 70g/m程度																																																																																																																																																																														
・P1BI ・T1BI	・BI-1 ※BI-2 ・BI-1																																																																																																																																																																																		
工法	種別	施工箇所	断熱材	備考																																																																																																																																																																															
・M4C	・C-1 ※C-2 ・C-3 ・C-4																																																																																																																																																																																		
・M3D ・POD	・D-1 ※D-2 ・D-3 ・D-4			二重ドレン ・設ける ・設けない 仕上塗料塗り ・行う ・行わない 脱気装置 ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																															
・PODI ・M3DI ・M4DI	・DI-1 ※DI-2			併用※JIS A 9521に基づく(※5ヶ所併用※JIS A 9521による)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)※脱気装置(※断熱材厚0.15mm以上)																																																																																																																																																																															
工法	種別	施工箇所	備考																																																																																																																																																																																
・E	・E-1		保護層 ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																																
・PE	※E-2																																																																																																																																																																																		
工法	種別	施工箇所	材質	厚さ(mm)	備考																																																																																																																																																																														
・M4AS	・AS-T1	下層用	※非露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
		上層用	※露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・AS-T2		※露出単層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・AS-J2		※露出単層防水用 R種																																																																																																																																																																																
・M3AS ・POAS	・AS-T3	下層用	※非露出機層防水用 R種		脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																														
		上層用	※露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・AS-T4		※露出単層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・AS-J1	下層用	※非露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
		上層用	※露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・AS-J3		※露出単層防水用 R種																																																																																																																																																																																
・M3ASI ・M4ASI ・POASI	・ASI-T1	下層用	※非露出機層防水用 R種	※2.0以上	脱気装置 ・設ける ・設けない 二重ドレン ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																														
		上層用	※露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
	・ASI-J1	下層用	※非露出機層防水用 R種		粘着層付シート ・設ける ・設けない																																																																																																																																																																														
		上層用	※露出機層防水用 R種																																																																																																																																																																																
②	仮設工事	1 足場等 [2.2.1]	① 完成写真 下記のもの監督員に提出する <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>撮影箇所数</th> <th>提出部数</th> <th>原簿の大きさ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラー(原簿共)</td> <td>・キャビネット 箇所 2部</td> <td>・100×125以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>※サービスタ 箇所 2部</td> <td>※24×36以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 完成写真等の撮影者 ※監督員の承諾する撮影者 ・監督員の承諾する撮影者 上記のほか、監督員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-Rにて提出すること。 画像形式等 フォーマット：JPEG 画質：標準 画像サイズ：1024×768ピクセル程度 ※完成図等(作成範囲 ・配置図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表) (作成方法「電子納品及び電子検査に関する特記仕様書(営業室)」参照 ※CAD(CD-R提出)) ※施工図及び完成図は、2枚製1部を提出する。 ※仮保全に関する資料(提出部数 ※1部 ・部) ◎デジタルカメラで撮影された工事写真(データ提出) 構造上主要な箇所全ての工事写真を含む ただし、完成写真、着工前写真及び監督員が指示する写真については、紙成果品を併せて納品すること。 提出した施工図及び施工計画書の著作に係る当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。 設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。 建築基準法に基づき定められた区分等 ※基準風速 V0=3.4 m/s ※地表面粗区分 ・1 ・2 ○3 ・4 平均速度V 1267N/m ² ・積雪区分 告示1455号 別表(35) コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。	分類	撮影箇所数	提出部数	原簿の大きさ(mm)	カラー(原簿共)	・キャビネット 箇所 2部	・100×125以上			※サービスタ 箇所 2部	※24×36以上		② 撤去部分 内部足場の種別 ※脚立、足場板等 外部足場の設置 ・図示 ・行わない 外部足場の防護シート等による養生 ※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 ※ 足場を設ける場合は「手すり先行工法」に関するガイドライン(厚生労働省 基発第0424001号 平成21年4月24日)により「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。 ※ 枠組足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法」による足場の組立て等に関する基準」の2)の手すり設置方式又は3)の手すり専用設置方式により行うこと。 ※ 足場等については、労働安全衛生規制を遵守するとともに、墜落防止措置、物の落下防止措置及び安全点検を行うこと。 ※ 屋根工事及び小屋組みの建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971(屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。 養生方法 ※ビニシート等による ・固定された家具(備品、机、ロッカー等)の移動 ※行う(図示) ・既存部分における既存家具等の養生 ※ビニシート等による ・既存ブランド、カーテン等の養生 養生方法 取外し再取付	① 完成写真 ② 完成時の提出図書 [1.8.1~3] ③ 施工図及び施工計画書 20 設備工事の取合い 21 耐荷重及び耐外力 22 撤去部分	17 完成写真 ⑱ 完成時の提出図書 [1.8.1~3] ⑲ 施工図及び施工計画書 20 設備工事の取合い 21 耐荷重及び耐外力 22 撤去部分	6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2~4]																																																																																																																																																																
				分類	撮影箇所数	提出部数	原簿の大きさ(mm)																																																																																																																																																																												
カラー(原簿共)	・キャビネット 箇所 2部	・100×125以上																																																																																																																																																																																	
	※サービスタ 箇所 2部	※24×36以上																																																																																																																																																																																	
1 足場等 [2.2.1]	② 撤去部分 コンクリート、モルタル等の撤去部分の項目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。																																																																																																																																																																																		
④	改修工事	⑥ 工事の記録 [1.2.4]	2 施工体原因 (1) 受注者は、建築業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の6に定める、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体原因を作成しなければならない。ただし、施工計画書の提出が省略されている工事については、作成を省略することができる。 (2) 受注者は、上記(1)に定める施工体原因を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。 (3) 受注者は、施工体原因に変更が生じた場合は、その都度施工体原因を変更し、上記(1)、(2)の規定により工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、すみやかに発注者に提出しなければならない。 (4) 受注者は、工事完成後、全ての精算下請負代金額を記載した施工体原因に最終の下請負者の写しを添付して発注者に提出しなければならない。	② 仮設工事	17 完成写真 ⑱ 完成時の提出図書 [1.8.1~3]	6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2~4]																																																																																																																																																																													
⑥ 工事の記録 [1.2.4]																																																																																																																																																																																			
⑦	改修工事	⑦ 電気保安技術者 [1.3.3]	・適用する	② 仮設工事	6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2~4]																																																																																																																																																																														
⑦ 電気保安技術者 [1.3.3]																																																																																																																																																																																			
⑧	改修工事	⑧ 施工条件 [1.3.5]	施工時間帯 ※指定なし ○指定あり(施設管理者との協議による) 部位別の施工順序 ※指定なし ○指定あり()	② 仮設工事	6 改質アスファルトシート防水 [3.4.2~4]																																																																																																																																																																														
⑧ 施工条件 [1.3.5]																																																																																																																																																																																			
令和7年度 工事番号・工事名 7今西高第1号 愛媛県立今治西高等学校1号館屋上防水改修工事 名称 建築工事特記仕様書 A-01 愛媛県立今治西高等学校																																																																																																																																																																																			

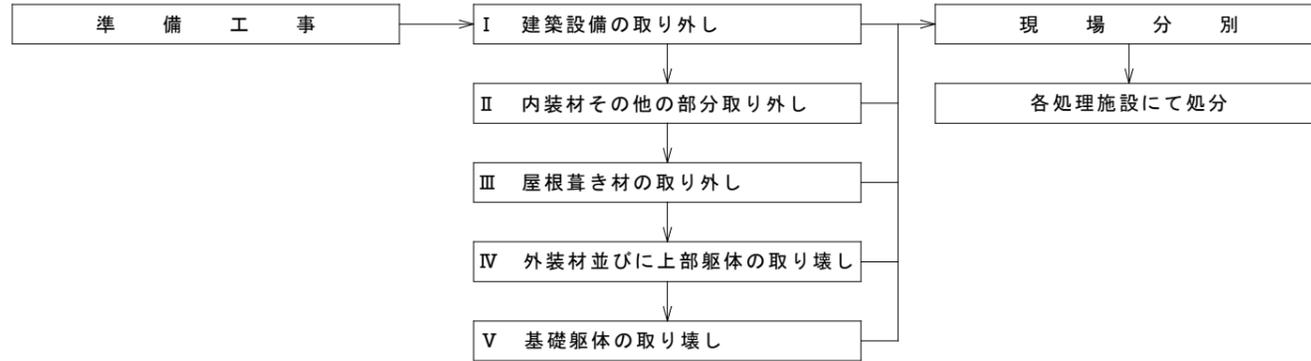
建築工事特記仕様書 追補

発生材の処理等	<p>1 (建設副産物の適正処理) 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月31日付け国土交通事務次官通達)」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。</p> <p>2 (建設副産物の利用) 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>3 (建設副産物の搬出) 建設副産物の搬出については、別表-1により行うこと。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、下記①、②、③によること。 受入れ場所等との協議等で、他の受入れ場所へ搬出する必要がある場合、又は他の受入れ場所がない場合は、監督員と協議すること。</p>		
	<p>別表-1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。</td> </tr> <tr> <td> <p>1. 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。</p> <p>(1) 土砂 場所 工事名 受入時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>2. 建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</p> <p>(1) コンクリート塊 事業所名 南明越産業 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、29.8kmを見込んでいる。</p> <p>(2) アスファルトコンクリート塊 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) 建設発生木材・伐採樹木 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(4) 建設汚泥 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(5) その他 ○廃プラスチック類 ・がれき類 ・硝子・陶磁器類 ○プラスチック含有建材・水銀灯 事業所名 愛媛県環境開発センター 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、38.1kmを見込んでいる。</p> </td> </tr> </table> <p>※ 上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。	<p>1. 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。</p> <p>(1) 土砂 場所 工事名 受入時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>2. 建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</p> <p>(1) コンクリート塊 事業所名 南明越産業 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、29.8kmを見込んでいる。</p> <p>(2) アスファルトコンクリート塊 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) 建設発生木材・伐採樹木 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(4) 建設汚泥 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(5) その他 ○廃プラスチック類 ・がれき類 ・硝子・陶磁器類 ○プラスチック含有建材・水銀灯 事業所名 愛媛県環境開発センター 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、38.1kmを見込んでいる。</p>
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第2条第5項の規定による特定建設資材の処理及び産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、次の場所とする。			
<p>1. 建設副産物(建設発生土)の搬出については、次の場所に搬出すること。</p> <p>(1) 土砂 場所 工事名 受入時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>2. 建設副産物(建設発生土以外)の搬出については、次の場所への搬出を見込んでいる。</p> <p>(1) コンクリート塊 事業所名 南明越産業 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、29.8kmを見込んでいる。</p> <p>(2) アスファルトコンクリート塊 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) 建設発生木材・伐採樹木 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(4) 建設汚泥 事業所名 営業時間 AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(5) その他 ○廃プラスチック類 ・がれき類 ・硝子・陶磁器類 ○プラスチック含有建材・水銀灯 事業所名 愛媛県環境開発センター 営業時間 AM 8:00 ~PM 5:00 また、運搬距離は、38.1kmを見込んでいる。</p>			
① 処理計画書	<p>受注者は、工事の施工により産業廃棄物が発生した場合、産業廃棄物処理計画書(別添様式)を提出し、監督員の承諾を得た後、処理しなければならない。また、計画に変更が生じた場合も同様とする。</p> <p>② 受注者は、産業廃棄物処理計画書提出時に、下記事項についても提出しなければならない。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理委託契約書(写) (2) 処理業者の許可証(写) (3) 積換・保管施設、中間処理施設、最終処分場等までの運搬経路地図及び写真</p> <p>③ (1) 受注者は、産業廃棄物の処理を適正に行い、産業廃棄物処分状況の分かる写真等(搬出車輛の車輛番号、数量等を明示した積載状況、処分先への搬入状況等)の施工管理資料を整理し、工事施工中においては、1週間毎に監督員に提示しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工後、③(1)の施工管理資料のほか、産業廃棄物処理計画書に実績を記入した産業廃棄物処理実施書を提出しなければならない。</p> <p>④ (1) 受注者は、産業廃棄物処理の委託に際して、廃棄物の種類毎にマニフェストまたは電子マニフェストを使用し、委託した産業廃棄物が適正に処理されたかどうか確認しなければならない。 また、マニフェストの交付に際しては、廃棄物処理責任者が廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、工事施工中においては、③(1)の施工管理資料とともに、マニフェスト使用の場合は、返送されたマニフェストの写し、電子マニフェストの場合は情報処理センターからの通知の画面印刷を監督員へ提示しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、産業廃棄物が適正に処理されたことを確認したうえで、工事施工後、マニフェスト使用の場合はE票の写し、電子マニフェスト使用の場合は、情報処理センターからの最終処分通知の画面印刷を監督員まで提出しなければならない。 ただし、工期内に最終処分が完了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、D票の写し、または処分通知の画面印刷を提出するものとし、最終処分終了後、確認出来次第、速やかにE票または最終処分通知の画面印刷を、工事完了に関係なく提出するものとする。</p> <p>⑤ 資源環境促進税について 本工事で発生する産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する場合(中間処理施設を経由する場合を含む。)は、資源循環促進税が課税されるので適切に処理すること。</p>		

4 (再生資材の利用、建設発生土の利用)	<p>1 受注者は、別表-2の資材の使用に際し、再生資材を使用すること。なお、再生資源の搬入にあつては、別表-3によること。</p> <p>2 再生資材の品質に関しては、使用に際し、舗装再生便覧【(公社)日本道路協会発刊】やコンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適切な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。 なお、適正な品質が保証できない場合、及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>別表-2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>規 模</th> <th>使用場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>中間層、基層に使用する。(中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再生資材</td> <td>アスファルト安定処理(再生加熱アスファルト混合物)</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生粒調碎石(RM-25)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生碎石(RC-40)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>再生砂</td> <td>管路の埋め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table>		規 模	使用場所	再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。(中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)	再生資材	アスファルト安定処理(再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生粒調碎石(RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生碎石(RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。道路の路盤に使用する。		再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。
	規 模	使用場所																	
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。																	
	粗粒度アスファルトコンクリート骨材の最大粒径20mm又は13mm(再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。(中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)																	
再生資材	アスファルト安定処理(再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																	
	再生粒調碎石(RM-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																	
	再生碎石(RC-40)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。道路の路盤に使用する。																	
	再生砂	管路の埋め戻し材料に使用する。																	
	<p>別表-3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。</td> </tr> <tr> <td> <p>(1) 再生骨材 ・粒度調整碎石(RC-40) 事業所名: 営業時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(2) 土砂 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) その他 () 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> </td> </tr> </table>	再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。	<p>(1) 再生骨材 ・粒度調整碎石(RC-40) 事業所名: 営業時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(2) 土砂 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) その他 () 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p>																
再生資材の搬入については、次の場所に搬入すること。																			
<p>(1) 再生骨材 ・粒度調整碎石(RC-40) 事業所名: 営業時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(2) 土砂 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p> <p>(3) その他 () 場 所: 工 事 名: 搬出時間: AM : ~PM : また、運搬距離は、 kmを見込んでいる。</p>																			
	<p>5 (特定建設資材の分別解体及び再資源化) 受注者は、本工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づく対象工事(以下「対象建設工事」という。)の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適切な措置を講ずること。</p> <p>6 (再生資源(促進)計画書及び実施書) 1 受注者は、本工事の請負金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。 2 受注者は、前項の場合は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出が無い場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。 3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成すること。 4 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後1年間保存すること。</p> <p>7 (再資源化等報告書) 受注者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第18条第1項に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は再生資源利用(促進)実施書とする。 (1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p>																		
	<p>8 (建設副産物の利用) 1 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。 2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。 3 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条第1項に基づく下記(1)~(3)の対象工事について受注業者は契約前に監督員と協議を行うこと。 (1) 解体工事 (2) 新築工事 (3) 建設以外のものに係る解体工事又は新築工事</p>																		

その他	<p>(建設リサイクル法に係る特定建設資材以外の資材の取扱い)</p> <p>下記資材の再資源化を積極的に図ること。</p> <p>1) 施工計画書を作成し、建設副産物の発生抑制・再資源化を図る計画とする。 2) 再資源化施設を利用する場合、その距離が50kmを超える場合は、最終処分とすることができる。 3) 産業廃棄物広域認定制度により指定を受けた資材については、当該施設等に運搬する費用が、過大とならないなど、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められる場合には、再資源化に努める。 4) 新築時の端材は、原則として広域認定制度による製造所等への搬入に努め、再資源化を図る。 5) 解体材についても広域制度の認定製造所等と協議し、再資源化に努める。 6) 特定建設資材を再利用した場合は、マニフェストや受け入れ証明書等を提出すること。</p>																																																																																		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>資材名</th> <th>再生方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工事</td> <td>発生土</td> <td>自・他工事で再利用</td> <td>土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)</td> </tr> <tr> <td>地業工事</td> <td>建設汚泥</td> <td>再資源化施設</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>鉄筋工事</td> <td>鉄筋</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉄骨工事</td> <td>鉄骨</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ALCパネル押出成形セメント板工事</td> <td>ALCパネル 押出成形セメント板</td> <td>広域認定制度 広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい工事</td> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">内装工事</td> <td>ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グラスウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>石膏ボード</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金属・建具工事</td> <td>アルミ材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼材</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電気設備工事</td> <td>電線類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配管材料</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器・盤類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">機械設備工事</td> <td>小型二次電池</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩化ビニル管</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塩ビラインング管</td> <td>塩化ビニル管 ・継ぎ手協会</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼管など金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダクトなど金属類</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>配管・ダクトなどの吊材等</td> <td>再資源回収業者等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>グラスウール・ロックウール</td> <td>広域認定制度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工 種	資材名	再生方法	備考	土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)	地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上	鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等		鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等		ALCパネル押出成形セメント板工事	ALCパネル 押出成形セメント板	広域認定制度 広域認定制度		屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会		内装工事	ロックウール	広域認定制度		グラスウール	広域認定制度		石膏ボード	広域認定制度		金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等		鋼材	再資源回収業者等		電気設備工事	電線類	再資源回収業者等		配管材料	再資源回収業者等		機器・盤類	再資源回収業者等		蛍光管	再資源回収業者等		機械設備工事	小型二次電池	再資源回収業者等		塩化ビニル管	広域認定制度		塩ビラインング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会		鋼管など金属類	再資源回収業者等		ダクトなど金属類	再資源回収業者等			配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等			グラスウール・ロックウール	広域認定制度	
工 種	資材名	再生方法	備考																																																																																
土工事	発生土	自・他工事で再利用	土工事における建設副産物活用の当面の運用及び実施要領(愛媛県土木部)																																																																																
地業工事	建設汚泥	再資源化施設	同上																																																																																
鉄筋工事	鉄筋	再資源回収業者等																																																																																	
鉄骨工事	鉄骨	再資源回収業者等																																																																																	
ALCパネル押出成形セメント板工事	ALCパネル 押出成形セメント板	広域認定制度 広域認定制度																																																																																	
屋根及びとい工事	塩化ビニル管	広域認定制度 塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																	
内装工事	ロックウール	広域認定制度																																																																																	
	グラスウール	広域認定制度																																																																																	
	石膏ボード	広域認定制度																																																																																	
金属・建具工事	アルミ材	再資源回収業者等																																																																																	
	鋼材	再資源回収業者等																																																																																	
電気設備工事	電線類	再資源回収業者等																																																																																	
	配管材料	再資源回収業者等																																																																																	
	機器・盤類	再資源回収業者等																																																																																	
	蛍光管	再資源回収業者等																																																																																	
機械設備工事	小型二次電池	再資源回収業者等																																																																																	
	塩化ビニル管	広域認定制度																																																																																	
	塩ビラインング管	塩化ビニル管 ・継ぎ手協会																																																																																	
	鋼管など金属類	再資源回収業者等																																																																																	
	ダクトなど金属類	再資源回収業者等																																																																																	
	配管・ダクトなどの吊材等	再資源回収業者等																																																																																	
	グラスウール・ロックウール	広域認定制度																																																																																	

本体建物の解体手順



I 建築設備の取り外し

※ 蛍光灯内にPCBが含まれているか調査の上、監督員に協議の事

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法				
		露出	埋込	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物	
電気設備関係	照明器具 (蛍光灯)				○		○		機器、蛍光灯				○	
	照明器具 (白熱灯)				○		○		機器、白熱ランプ				○	
	コンセント・スイッチ				○		○		ブラ册				○	
	コンセント・スイッチ				○	○	○	○	ボックス				○	
	火報感知器				○		○		ブラ册				○	
	スピーカー				○		○		ブラ册				○	
	時計				○		○						○	
	火報知器				○		○		鉄屑				○	
	弱電機器				○		○		ブラ册				○	
	分電盤				○		○		鉄屑				○	
	分電盤				○		○	○	ボックス				○	
	配管 (鋼管)				○		○		配管				○	
	配管 (鋼管)				○	○	○	○	電線・ケーブル				○	
	配管 (ビニール系)				○		○		配管				○	
	配管 (ビニール系)				○	○	○	○	電線・ケーブル				○	
	ボックス類				○		○		ボックス				○	
	ボックス類				○	○	○	○	ボックス				○	
	換気扇				○		○		ブラ册				○	
	機械設備関係	衛生陶器 (和風大便器)				○		○		陶磁器				○
		衛生陶器 (洋風大便器)				○		○		陶磁器				○
衛生陶器 (小便器)					○		○		陶磁器				○	
衛生陶器 (洗面器)					○		○		陶磁器				○	
衛生陶器 (掃除流し)					○		○		陶磁器				○	
水栓類					○		○		鉄屑				○	
屋内消火栓					○		○		鉄屑				○	
排水金物							○		鉄屑				○	
配管 (鋼管)					○		○		鉄屑				○	
配管 (鋼管)							○		鉄屑				○	
配管 (塩ビ系)					○		○		ブラ册				○	
配管 (塩ビ系)							○		ブラ册				○	
化粧鏡					○		○		ガラス				○	
水槽・ポンプ類							○						○	
ウォータークーラー							○						○	
クリーンヒータ							○						○	
弁類							○		ブラ册				○	

II 内装材その他の部分取り外し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法			処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し機械壊し	先行分別解体部位	躯体と一体解体部位	現場分別品目	再資源化(コンクリート)	再資源化(アスファルト)	再資源化(木材)	産業廃棄物
床	フローリングブロック				○		○						○
	カーペット				○		○						○
	ラワンベニヤ				○		○						○
	木製床下地(転ばし床組)				○		○						○
	長尺塩ビシート				○		○						○
	モルタル					○		○		○			○
	タイル					○	○						○
	人研石研出し					○				○			○
	便所床防水材					○				○			○
	便所床押えコンクリート					○				○			○
巾木	木製巾木					○		○					○
	モルタル巾木					○				○			○
	人造石研出し巾木					○				○			○
壁	木部ラスモルタル(ラス共)				○		○						○
	ケイカル板				○		○						○
	ベニヤ継付				○		○						○
	プリント合板				○		○						○
	吸音ボード				○		○						○
	ラワン合板				○		○					○	○
	ホモトーン				○		○						○
	クロス				○		○						○
	タイル					○	○						○
	モルタル類 ※1					○				○			○
	プラスター類 ※2					○				○			○
	木製間仕切				○		○					○	○
	鋼製間仕切				○		○						○
コンクリートブロック壁				○		○			コンクリートブロック鉄筋	○		○	
天井	石コウボード				○		○						○
	ラスボード				○		○						○
	テラソ貼				○		○				○		○
	アルミパネル				○		○						○
	ロックウール吸音板				○		○						○
	有孔石コウ吸音板				○		○						○
	化粧石コウボード				○		○						○
	モルタル類 ※1					○				○			○
プラスター類 ※2					○				○			○	
その他の部分	木製建具				○		○						○
	金属製建具				○		○						○
	木製家具				○		○						○
	木製縁縁				○		○						○
	木製カーテンボックス				○		○						○
	黒板・掲示板				○		○						○
	手摺(木製)					○	○						○
	手摺(金属製)					○	○						○
	教壇(木製)				○		○						○
							○						○

※1 モルタルについては、コンクリートと一体解体とし、処分方法は「再資源化(コンクリート)」として取り扱う。ただし、コンクリート敷に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて、処分方法を決定するものとする。
 ※2 プラスターは先行分別解体とし、処分方法は「産業廃棄物(がれき類)」として取り扱う。
 ※3 本仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和2年版)」による。

III 屋根葺き材の取り外し

○歩行用パネルは、アスベスト含有調査(JIS A 1481-1)を行うこと。

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別 品目	再資源化 コンクリート	再資源化 [アスファルト]	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
○	屋上シート防水				○		○							○
○	屋上ルーフトレン					○			○	塩ビ製				○
○	防水モルタル				○		○				○			○
○	防水押え金物				○		○							○
	折板				○		○							○
	スレート				○		○							○
○	シーリング				○		○							○
○	断熱材(スタイロフォーム)				○		○							○
○	歩行用パネル				○		○							○

IV 外装材並びに上部躯体の取り壊し

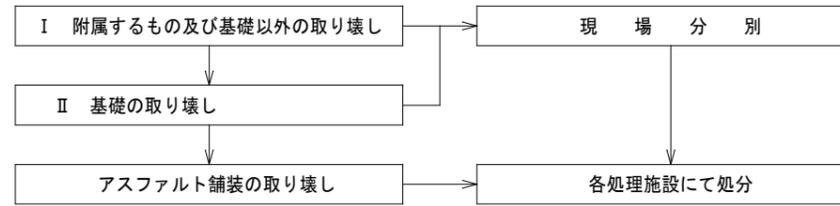
適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別 品目	再資源化 コンクリート	再資源化 [アスファルト]	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
	金属製建具				○		○			アルミ・鉄・ガラス				○
	金属製建具					○	○			ステンレス・鉄・ガラス				○
○	手摺				○		○			アルミ・鉄				
	階段(木製)				○		○			木材				○
	アルミパネル				○		○			アルミ				
	タテ樋(塩ビ系)				○		○							○
	人造石研出し					○	○							○
	二丁掛タイル				○		○							○
	テラゾ貼					○			○					
	躯体上部コンクリート					○			○	コンクリート・鉄筋	○			
	モルタル(床・壁) ※					○	○							○
○	手摺基礎				○		○			コンクリート・鉄筋	○			

※ 躯体と一体解体し、コンクリート殻に付着するモルタルについては再資源化施設との協議を踏まえて解体、処分方法を決定するものとする。

V 基礎躯体の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況			解体手段		分別解体方法				処分方法			
		固定	可動	備考	手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別 品目	再資源化 コンクリート	再資源化 [アスファルト]	再資源化 (木材)	産業廃棄物	
	土間コンクリート					○			○	コンクリート・鉄筋	○			○
	基礎コンクリート					○			○	コンクリート・鉄筋	○			○
	地下埋設設備配管(建物内部・鋼管)					○			○	鋼管				○
	地下埋設設備配管(建物内部・塩ビ管)					○			○	塩ビ管				○
	地下埋設設備配管(建物内部・ヒューム管)					○			○	ヒューム管	○			
	地下埋設設備配管(建物内部・コンクリート製)					○			○	コンクリート・鉄筋	○			○

外構の解体手順



I 附属するもの及び基礎以外の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法					
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別 品目	再資源化 コンクリート	再資源化 [アスファルト]	再資源化 (木材)	産業廃棄物			
	渡り廊下上屋			○			○			鉄骨・折版 スレート・塩ビ樋				○
	自転車置場上屋				○			○		鉄骨・スレート 塩ビ樋				○
	灯油庫・洗濯庫上屋				○			○		鉄骨・スレート 木材・塩ビ樋			○	○
	手洗場				○			○		コンクリート 鉄筋	○			○
	掃除具入庫				○			○		鉄骨				
	受水槽廻りフェンス					○				フェンス コンクリート	○			○
	樹木					○							○	
	石					○		○						○
	池					○				コンクリート 鉄筋				○

II 基礎の取り壊し

適用	躯体品目	現場状況	解体手段		分別解体方法				処分方法					
			手壊し	手壊し 機械壊し	先行分別 部位	躯体と一体 解体 部位	現場分別 品目	再資源化 コンクリート	再資源化 [アスファルト]	再資源化 (木材)	産業廃棄物			
	渡り廊下 基礎・土間コンクリート			○				○		コンクリート・鉄筋	○			○
	自転車置場 基礎・土間コンクリート				○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	灯油庫・洗濯庫 基礎・土間コンクリート				○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	手洗場 基礎				○			○		コンクリート・鉄筋	○			○
	浄化槽					○		○		コンクリート・鉄筋 槽内がれき類	○			○
	コンクリート土間					○		○		コンクリート	○			
	アスファルト舗装							○		アスファルト		○		

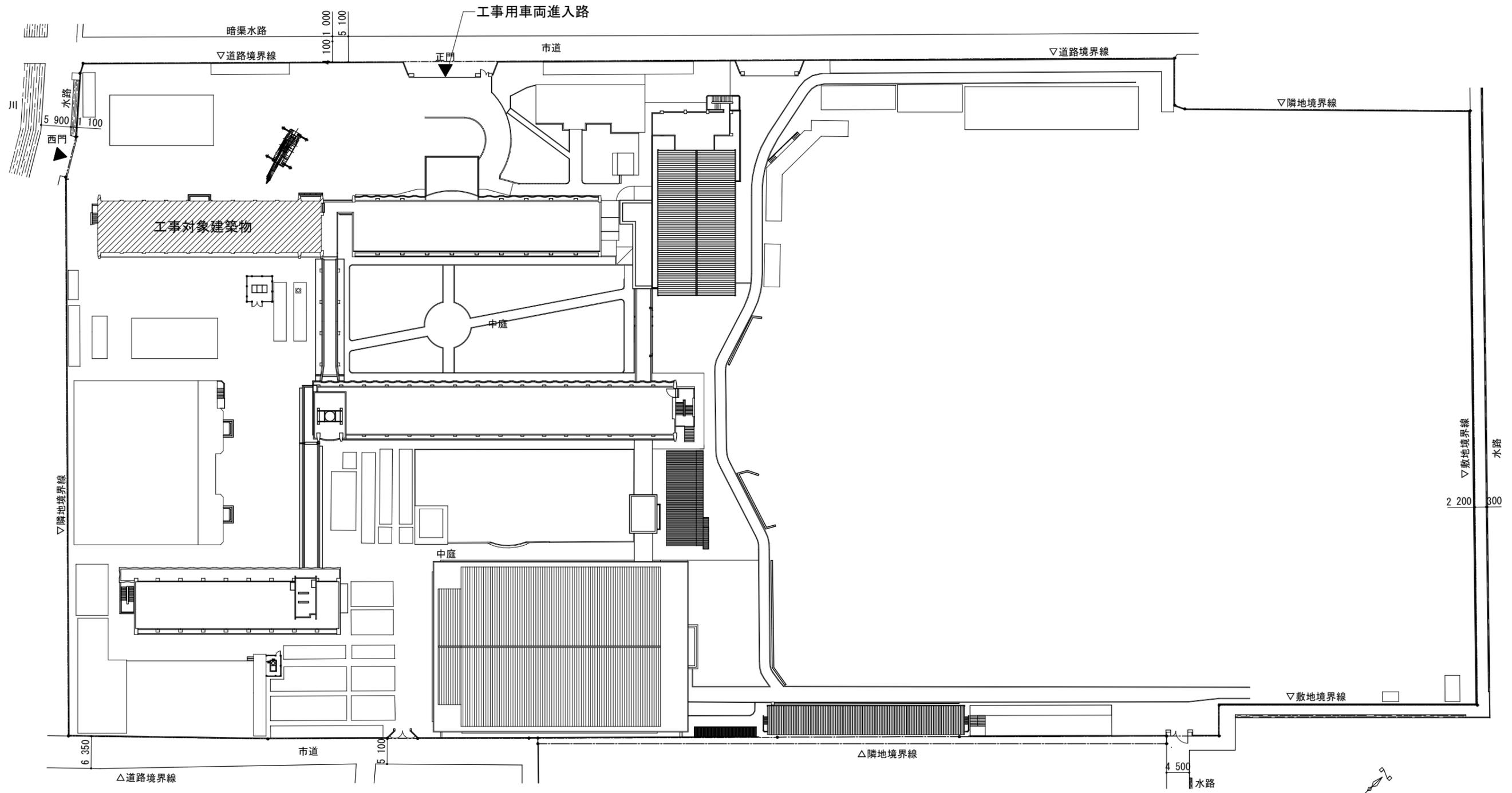
工事場所：愛媛県今治市中日吉町三丁目 5 番 47 号



付近見取図 S=Nonscale

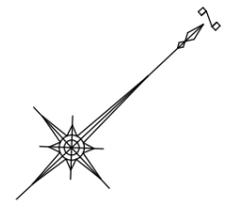


一級建築士 第344115号 高橋 泰尚



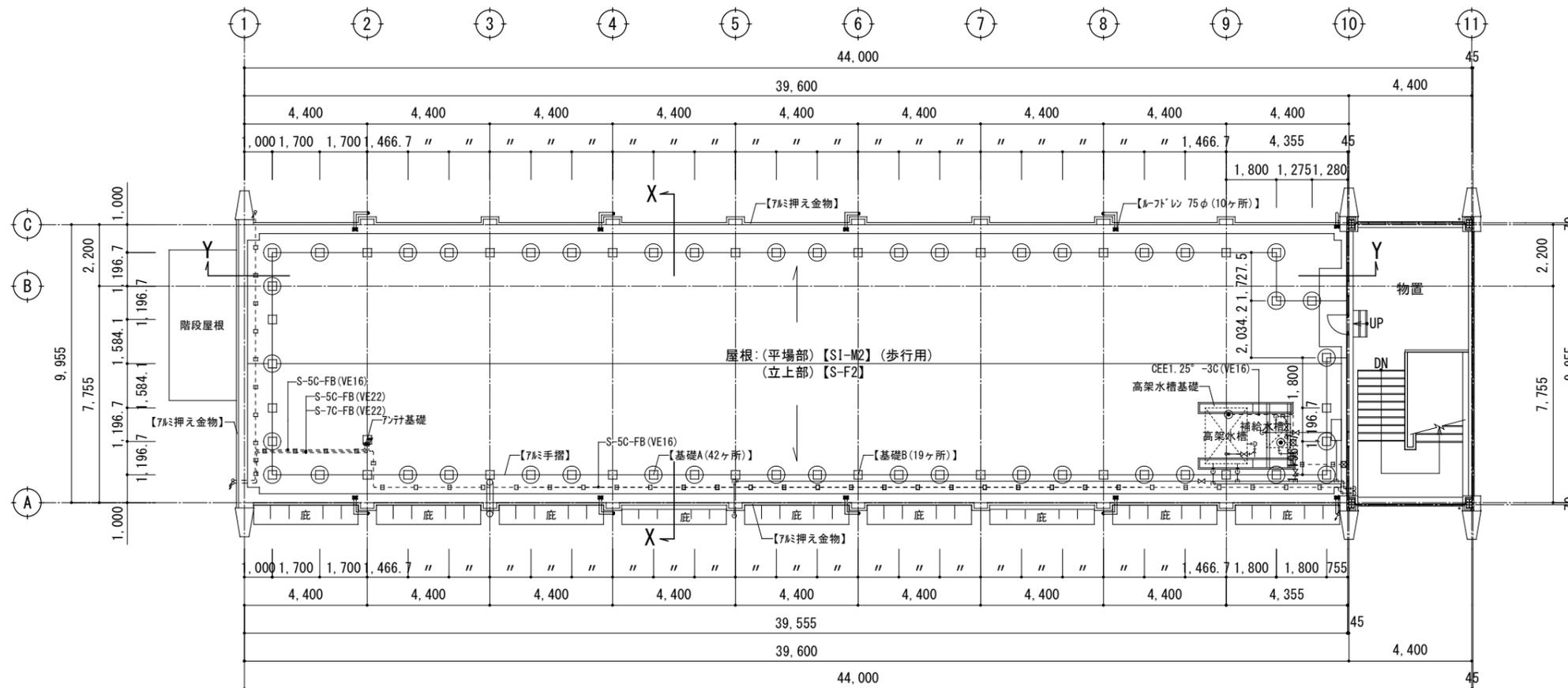
配置図 S=1/800

- ・  は、工事対象建築物示す。
- ・ 工事用車両駐車場は、監督員と協議の上決定とする。



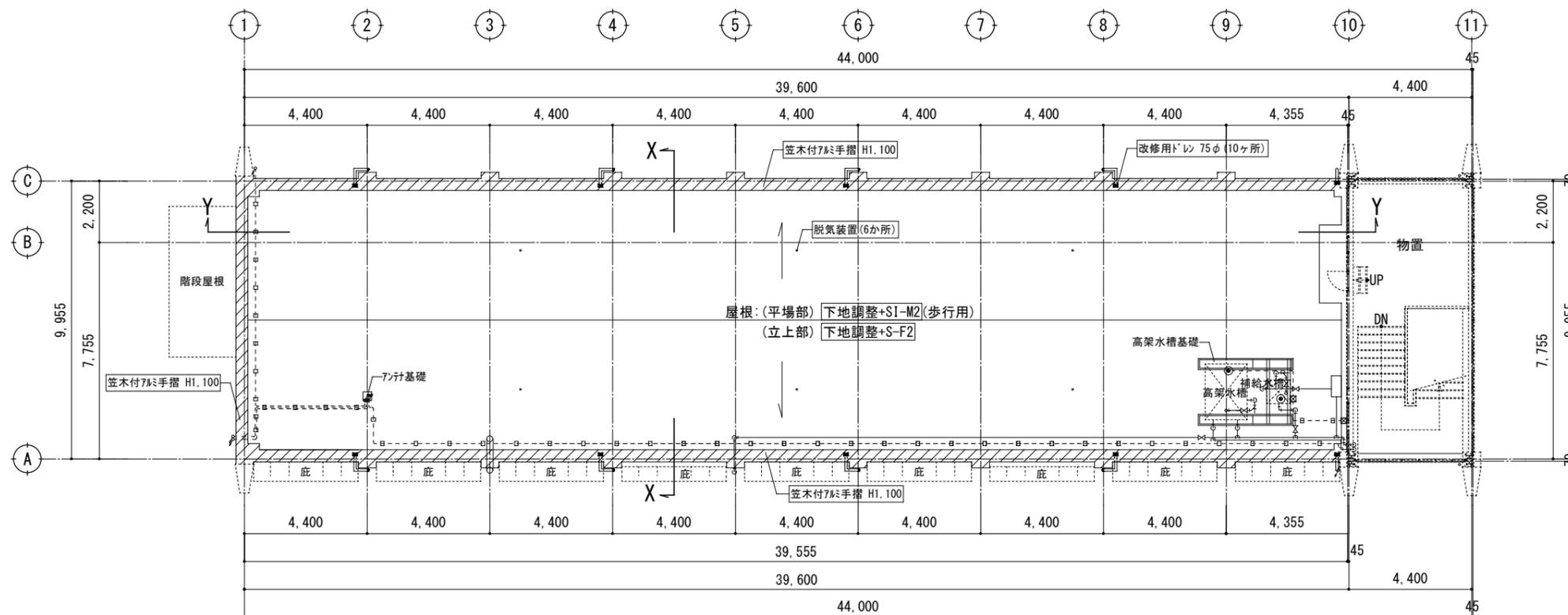
一級建築士 第344115号 高橋 泰尚

令和7年度	工事番号・工事名	7今西高第1号 愛媛県立今治西高等学校1号館屋上防水改修工事	名称	配置図	S=1/800	A - 06	愛媛県立今治西高等学校
-------	----------	--------------------------------	----	-----	---------	--------	-------------



(改修前)PH階平面図・屋根伏図 S=1/200

- ・【 】は、撤去示す。・施工中は、外周部(三方)に転落防止安全手摺を設けること。
- ・施工中の作業員動線は、原則室内を使用できるものとする。(学校関係者と協議済)
- ・設備配管は、防水施工上支障がある場合は、適宜切離しを行い施工のこと。
- ・基礎A、B撤去部は、ポリマーセメントモルタルで補修のこと。



(改修後)PH階平面図・屋根伏図 S=1/200

- ・□は、改修内容示す。
- ・▨は、笠木付7mm手摺設置部示す。

